

社保審一介護給付費分科会

第212回 (R4.8.26)

資料5

# 外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いについて

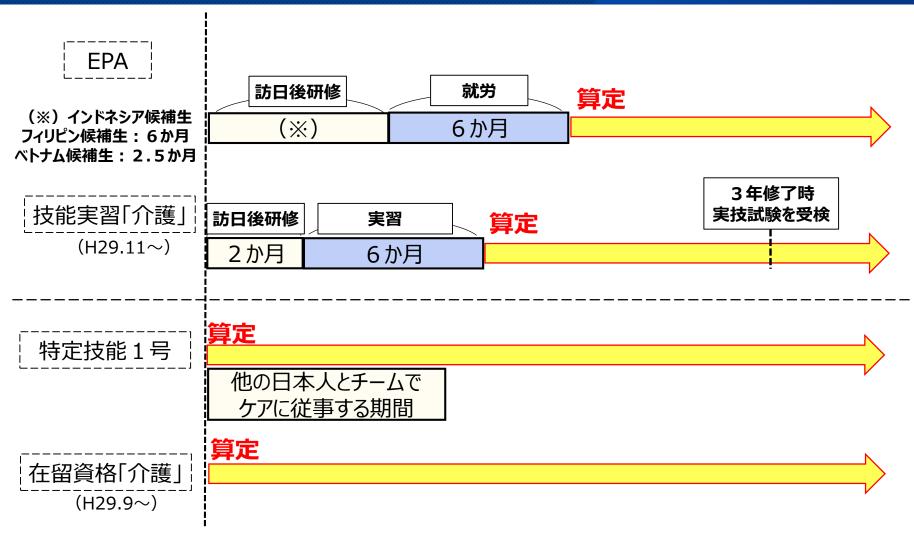
厚生労働省 老健局/社会・援護局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

#### 1. 外国人介護人材に係る人員配置基準上の現状の取扱いについて

- 外国人介護人材については、平成20(2008)年度以降のEPAの締結、平成29 (2017)年度 の技能実習制度への介護職種の追加に加え、平成31 (2019) 年度には、人材不足への対応を目 的とした在留資格として特定技能が創設された。
- 在留資格については、それぞれの出入国管理政策や労働政策上の目的を踏まえ、対象者要件や在留可能年数等が定められているが、介護施設における人員配置基準上の取扱いについては、これらの要件や既存の在留資格との類似性、現場の意見等を総合的に判断し、順次、決定ないし見直しを行ってきた。
- そうした中、**EPA介護福祉士候補者及び技能実習生において**、現在は、**就労開始後6ヶ月を経過 した者について**、介護技能や業務に必要な日本語能力がある程度向上することなどの理由により、**介護 施設の人員配置基準等に算定している**ところ。
- ※ 人員配置基準に算入する介護職員については、経験や雇用形態等を問わず、直接処遇に携わる職員を念頭においている。
- ※ EPAによる介護福祉士候補者や技能実習生については、そもそも対象者要件として、一定程度の日本語及び介護に関する知識の要件を課されており、また、事業主と雇用契約を締結し、実際に利用者にサービスを提供しているという、日本人の介護職員と同様の取扱いとなっている。

## 1. 外国人介護人材に係る人員配置基準上の現状の取扱いについて(参考)



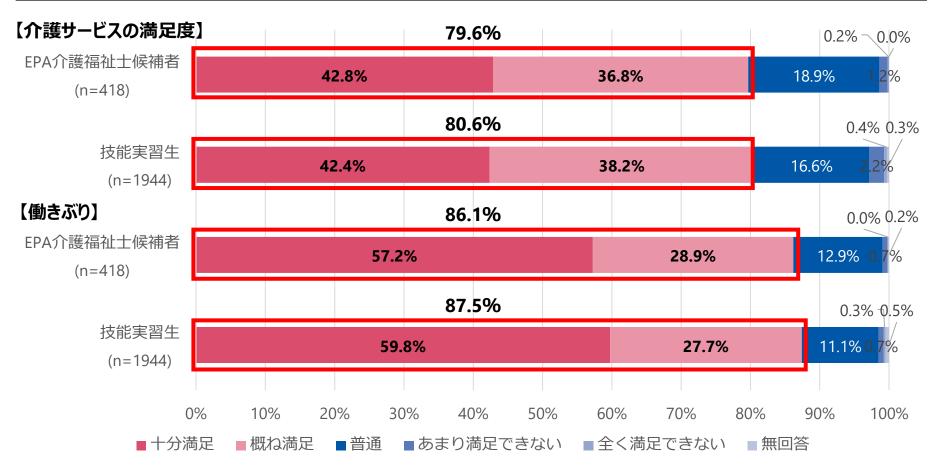
- 注1) EPA、技能実習のいずれについても、日本語能力試験N2を取得している者は、就労開始から算定される。
- 注2) 訪日前研修については、インドネシア人、フィリピン人候補生については6ヶ月、ベトナム人候補生については12ヶ月の研修期間が設けられている。 なお、技能実習については、訪日前講習の義務はない。
- 注3)在留資格「介護」については、在留資格「留学」で訪日した上で養成校を卒業し、介護福祉士の資格を取得(※一部特例あり)すると在留資格「介護」 となる。なお、在留資格「留学」では、資格外活動の労働について週28時間の上限があることに留意。

## 2. 外国人介護人材の介護現場における実態と評価について

- 人員配置基準に算入する介護職員については、経験や雇用形態等を問わず、直接処遇に 携わる職員を念頭においている。
- EPAによる介護福祉士候補者や技能実習生については、そもそも対象者要件として、一定程度の日本語及び介護に関する知識の要件を課されており、また、事業主と雇用契約を締結し、実際に利用者にサービスを提供しているという、日本人の介護職員と同様の取扱いとなっている。
- 外国人介護人材の就労実態については、令和3年度老人保健健康増進等事業において、**利用者 の評価**および**受入事業者の考え方**等を聴取したところ。

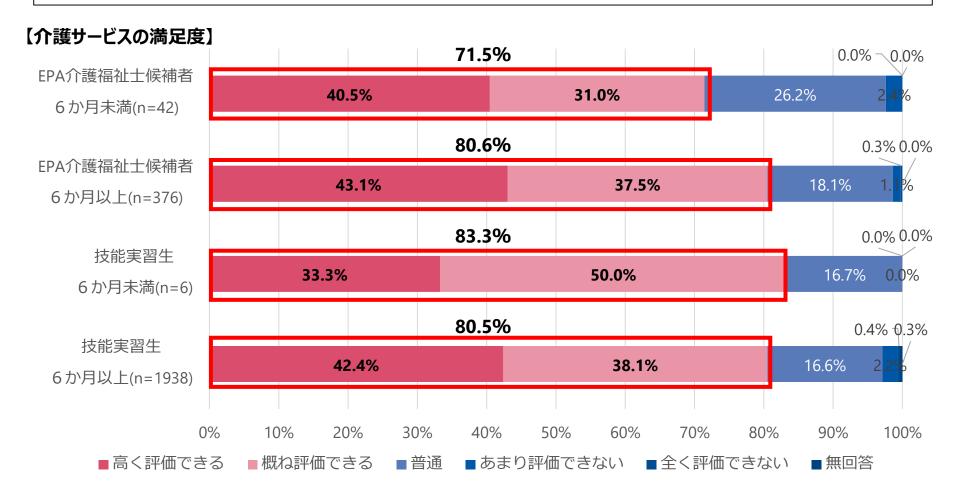
## 2-1. 外国人介護人材の就労実態に関する調査結果(利用者向けアンケート)

- 介護サービスの満足度について、「十分満足できる水準である」及び「おおむね満足できる水準である」と回答した割合の合計は、EPA介護福祉士候補者では79.6%、技能実習生では80.6%。
- 働きぶりについて、「高く評価できる」及び「おおむね評価できる」と回答した割合の合計が、EPA介護福 祉士候補者では86.1%、技能実習生では87.5%。



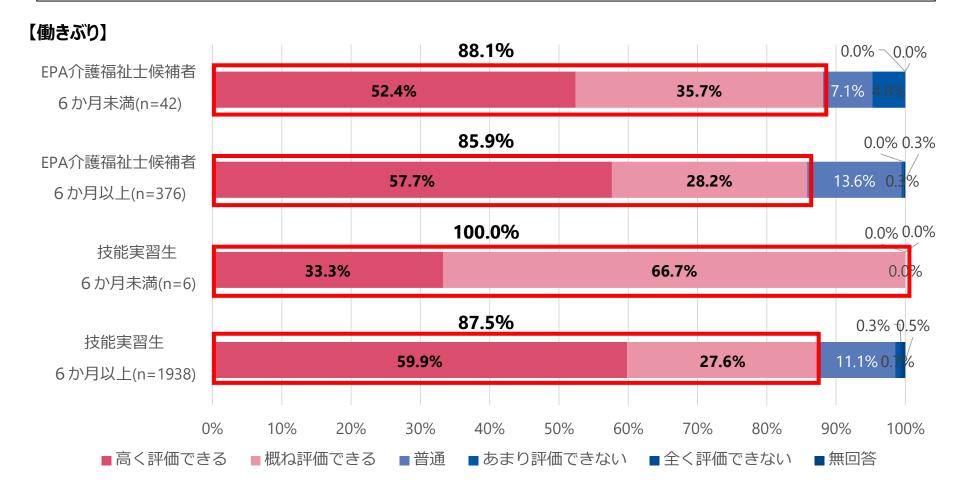
## 2-1. 外国人介護人材の就労実態に関する調査結果(利用者向けアンケート)

介護サービスの満足度については、就業開始後6ヶ月未満と6ヶ月以上とで比較してみても、EPA介護福祉士候補者と技能実習生のいずれにおいても、大きな差はない。



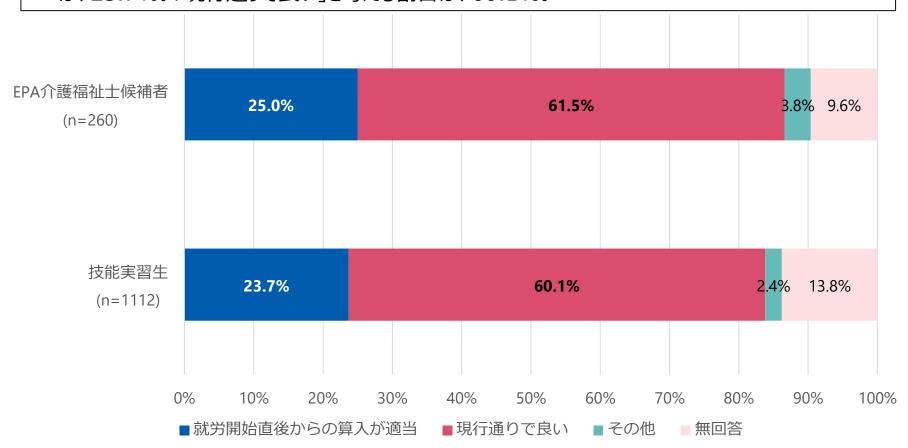
#### 2-1. 外国人介護人材の就労実態に関する調査結果(利用者向けアンケート)

• 介護サービスの働きぶりについては、就業開始後6ヶ月未満と6ヶ月以上とで比較してみても、EPA介護福祉士候補者と技能実習生のいずれにおいても、大きな差はない。



#### 2-2. 外国人介護人材の就労実態に関する調査結果(受入事業者向けアンケート)

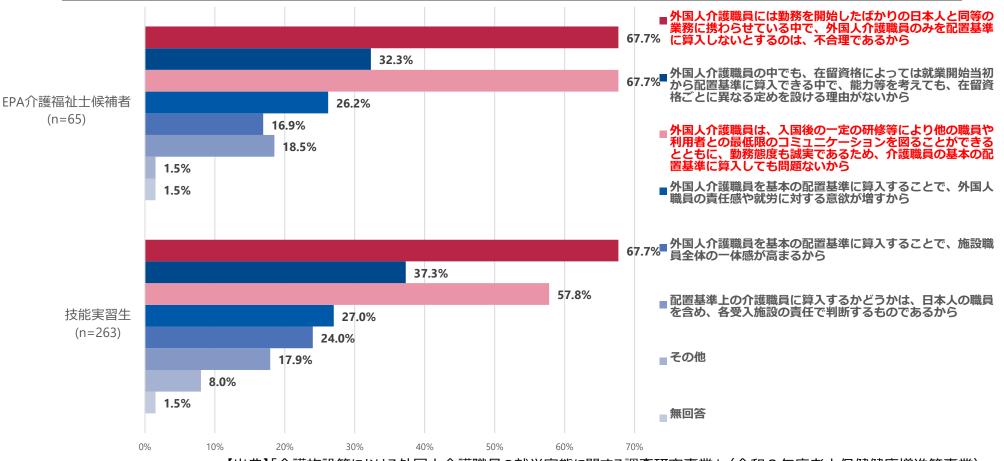
- EPA介護福祉士候補者について、「施設での就労を開始した直後から算入するのが適当である」と考える割合は、25.0%。「現行通りで良い」と考える割合は、61.5%。
- 技能実習生について、「施設での就労を開始した直後から算入するのが適当である」と考える割合は、23.7%。「現行通りで良い」と考える割合は、60.1%。



※ 外国人介護職員を算入しなければ介護職員の基本の配置基準を満たしていない施設・事業所を対象としている。

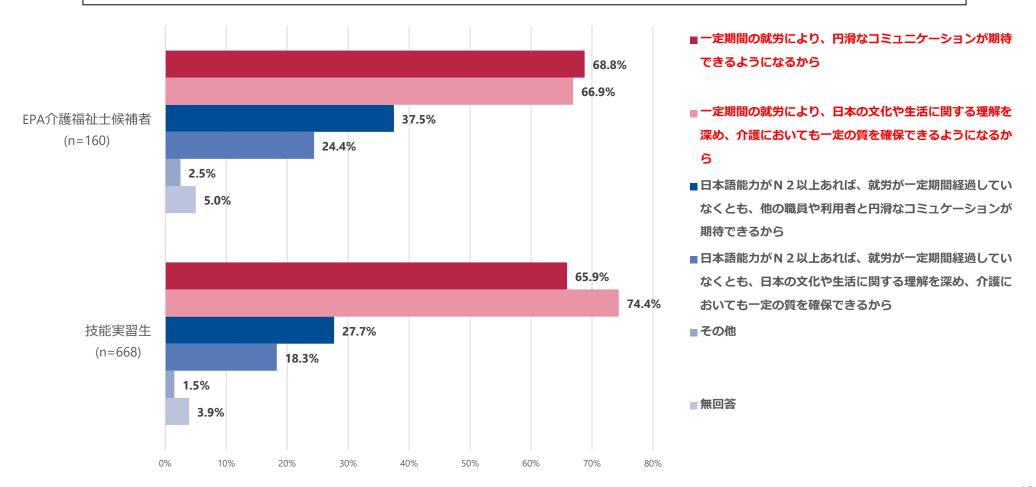
#### 2-2. 外国人介護人材の就労実態に関する調査結果(受入事業者向けアンケート)

• 「施設での就労を開始した直後から算入するのが適当である」を選択した理由は、「外国人介護職員には勤務を開始したばかりの日本人と同等の業務に携わらせている中で、外国人介護職員のみを配置基準に算入しないとするのは、不合理であるから」及び「外国人介護職員は、入国後の一定の研修等により他の職員や利用者との最低限のコミュニケーションを図ることができるとともに、勤務態度も誠実であるため、介護職員の基本の配置基準に算入しても問題ないから」が多い。



#### 2-2. 外国人介護人材の就労実態に関する調査結果(受入事業者向けアンケート)

• 「現行通りで良い」を選択した理由は、「一定期間の就労により、円滑なコミュニケーションが期待できるようになるから」及び「一定期間の就労により、日本の文化や生活に関する理解を深め、介護においても一定の質を確保できるようになるから」が多い。



#### 3. 外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直しについて

#### 【見直しの方向性】

- 人員配置基準に算入することが直接的に処遇改善につながるものではないが、制度上の取扱いを日本 人の介護職員と同等とすることは、外国人介護人材の自覚の向上、施設内の均衡待遇の実現など、本人 の処遇改善や、利用者に対するサービスの質の向上にも効果が波及することが十分に考えられる。
- また、関係団体からは、外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いについて、要望をいただいているところ。
- 一方で、人員配置基準上の取扱いの見直しが、単に人手不足対策ととられることや、適切な技能移転や実習生の保護に支障を来すことがあってはならない。
- こうしたことを踏まえ、EPA介護福祉士候補者及び技能実習生について、以下のような要件を付すことにより、安全性や介護サービスの質の確保等に十分に配慮した上で、就労開始直後から人員配置基準に算入することとしてはどうか。
  - ・ 受入先の施設を運営する法人の理事会で審議・承認するなど、適切かつ透明性の高いプロセスを経ること
  - ・ 上記のプロセスを経て外国人介護人材の受入れを実施することについて、都道府県等に報告すること
  - ・ 厚生労働省から、都道府県及び事業者等に対し、就労後6ヶ月未満の外国人介護人材について、
    - 1)報酬の額を、日本人が従事する場合と同等以上とする必要がある旨や、
    - 2)他の従業者と同様に、介護保険法に基づく介護サービスの実施状況等に対する運営指導(介護 保険施設等指導指針等に基づく指導)を行う必要がある旨 を周知する。

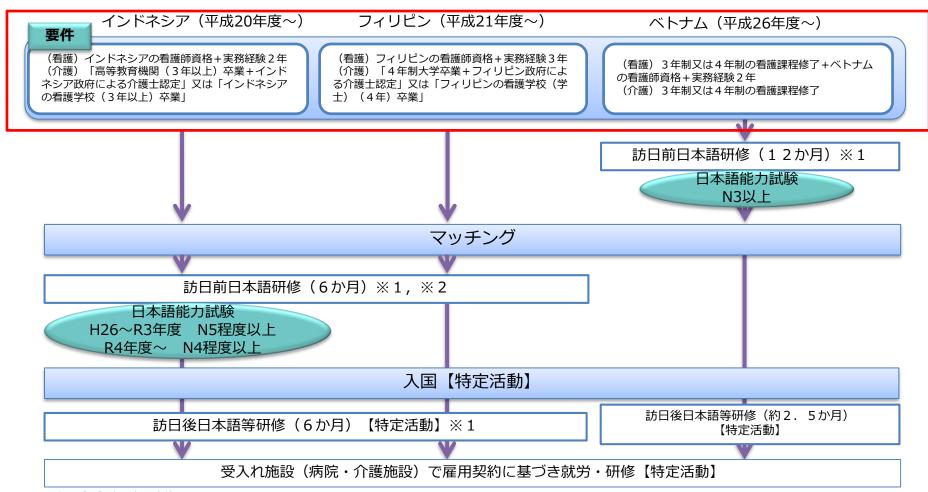
# 参考資料

ひと、くらし、みらいのために



## 経済連携協定に基づく受入れの枠組

○ 候補者の受入れは、看護・介護分野の<u>労働力不足への対応ではなく</u>、二国間の経済活動の連携の強化の観点から、経済連携協定(EPA)に基づき、公的な枠組で特例的に行うものである。



注 【 】内は在留資格を示す。

注 日本語能力試験N2以上の候補者は※1の日本語研修を免除。

また、一定期間内に日本語能力試験N3若しくはN4を取得した候補者は※2の日本語研修を免除。

注 介護については、フィリピン及びベトナムにおいては上記の他に就学コースがある(フィリピンは平成23年度より、ベトナムは入国当初より受入れ実績なし)。

# 配置基準に関する規定(EPA介護福祉士候補者)

「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」について(平成20年5月19日厚生労働省医政局長・職業安定局長・社会・援護局長・老健局長通知)

- 2 配置基準の取扱いについて
- (2)配置基準において職員等とみなす介護福祉士候補者について 受入れ施設で就労する介護福祉士候補者のうち次の①又は②に該当するものとすること。
  - ① 受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過した者
  - ② 日本語能力試験(独立行政法人国際交流基金及び財団法人日本国際教育支援協会(昭和32年3月1日に財団法人日本国際教育協会として設立された法人をいう。)が実施する日本語能力試験をいう。)においてN1又はN2(平成22年3月31日までに実施された審査にあっては、1級又は2級)に合格した者
- ※フィリピン、ベトナムのEPA介護福祉士候補者についても別途、同趣の通知が存在。

## 配置基準に関する規定(技能実習生)

「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について(平成29年9月29日厚生労働省社会・援護局長・老健局長通知)

- 第一 技能実習計画の認定の基準
  - 一 技能実習の内容の基準
    - 1 技能実習生について
      - (1) 同等業務従事経験等(規則第10条第2項第3号ホ) 規則第10条第2項第3号ホに規定する「本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること又は団体監理型技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること」については、技能実習制度本体の運用によるが、例えば、次に掲げる者が該当すること。
      - ・ 外国における高齢者又は障害者の介護施設又は居宅等において、高齢者又は障害者の日常生活上の世話、機能訓練又は療養上の世話等に従事した経験を有する者
        - ・ 外国における看護課程を修了した者又は看護師資格を有する者
        - ・ 外国の政府による介護士認定等を受けた者

#### 第三 技能実習生の配置基準上の取扱いについて

- 1 介護施設等における報酬上の配置基準の取扱いについて 次の①又は②に該当する介護職種の技能実習生については、法令に基づく職員等の配置基準において、職員等とみなす取扱いとすること。
  - ① 技能実習を行わせる事業所において実習を開始した日から6月を経過した者
- ② 日本語能力試験のN2又はN1 (平成22年3月31日までに実施された審査にあっては、2級又は1級) に合格している者

# 配置基準に関する規定(特定技能介護)

「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準」について(平成31年3月29日厚生労働省社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長通知)

第二 1号特定技能外国人の配置基準上の取扱いについて

1 介護報酬及び障害福祉サービス等報酬上の配置基準の取扱いについて

介護分野の1号特定技能外国人については、法令に基づく職員等の配置基準において、**就労と同時に** 職員等とみなす取扱いとしても差し支えないものであること。ただし、一定期間、他の日本人職員とチームでケアに当たる等、受入施設における順応をサポートし、ケアの安全性を確保するための体制をとることを求めることとする。

## EPA介護福祉士候補者と技能実習生の取扱いに関する整理

第146回介護給付費分科会(2017.09.06)武井高齢者支援課長発言より抜粋

・・・ (注:技能実習制度への介護職種の追加について) こちら、一連に関しましては、現在、制度全体の施行に向けて検討を進めているところでございますけれども、今回、御報告事項といたしましては、5番の一番下のポッ、介護報酬での取扱いということで御報告させていただきたく存じます。

こちらに関しましては、訪日後の研修がございまして、こちらが終わってから就労開始、それぞれの施設で働き始めていらっしゃって、6カ月後から介護報酬の配置基準に算定することとしたいと考えております。また、日本語能力試験N2を取得されている方に関しましては、就労開始時から算定というルールを考えておりまして、こちらにつきましては、いわゆるEPAの制度の取り扱いと同様としているところでございます。

こちらにつきましては、訪日後研修修了から算定開始までの就労期間のあり方につきまして、技能実習制度の施行後実施状況を踏まえながら、EPAの就労期間のあり方も含めて、見直しは検討していきたいと考えております。・・・